



信達の歳時記

ホームページもご覧下さい

福島法人会

検索

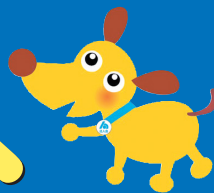
<http://f-hojin.or.jp>

『義経まつり』(伊達郡国見町)

福島県民俗芸能文化写真・映像保存協会事務局長 遠藤寛行さん撮影

平成24年9月1日発行 第492号

ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクターけんたくん

2012

9

Contents

- 福島県復興のための税制陳情 2
- 福島県税務署長あいさつ 4
- 福島県税務署人事異動 4
- 税だより 5
- 税理士会コーナー 6
- ヘーなるほど 6
- 業務効率化は永遠の課題か 7
- 会員さんこんにちは 8

私のポケット

朝・夕はだいぶ過ごしやすくなりましたが、まだまだ暑い日が続きますね。二〇一二年もあと四ヶ月足らず今年やろうと決めたことを実現する時間も少なくなってきたりなど感じる日々です。

さて、状況などを説明する時に『良い意味で変わった』『いい方向に変わった』ということを言ったり、聞いたりすることがあるかと思えます。この『変わった』という過去形の表現を理解するように社員に話をしたことがありません。それは変わるためには、変える場所を認識し、変えようと思ひ、変えろという行動をし、変えたという自己完結が必要で、それが周り評価され『変わった』になると。あくまでも良い例での変わったですが・・・。

いま改めて人材育成が重要だと言われてます。自分自身もそうですが社員のマナー・スキルを向上させるために、どこを変えるべきかを探させ、認識させることが大事な一要素であり、それを互いに共有し、いい意味で『変わった』になるよう努力することが人間力を高め、それが企業力に繋がるのではないのでしょうか？

(高橋記)

福島県復興のための陳情を政府与党と財務省へ



小林正夫企業団体対策委員長に要望書を手渡す青木税制委員長（中央）、吉川税制副委員長（左）、丹治専務理事（左端）、大西健介企業団体対策副委員長（右端）

社団法人福島県法人会連合会では、東日本大震災により大きな被害を受けた県内の企業の復旧復興を願い、復興

のための税制措置や原発事故に対応するための経済特区など、福島県独自の税制要望を取りまとめ国に要望するた

め、本年3月から県内の企業や個人の方々に署名活動にご協力いただいた。法人2,415社、個人14,521名の署名が集まったのを機に、7月26日（木）政府与党・財務省に対し陳情を実施した。

福島県法人会連合会からは、青木税制委員長、吉川税制副委員長、丹治専務理事、澁谷事務局員の4名が民主党小林正夫企業団体対策委員長、大島九州男民主党副幹事長、財務省においては三谷光男財務大臣政務官、若泉征三財務兼復興大臣政務官に要望の主旨を説明、「実現に向けて努力する」との回答をいただき両政務官に署名をお渡しした。



大島九州男民主党副幹事長に要望書を手渡す青木税制委員長

三谷光男財務大臣政務官に要望書と署名を手渡す青木税制委員長



若泉征三財務兼復興大臣政務官に要望書と署名を手渡す青木税制委員長

税制要望

平成23年3月11日、午後2時46分に東北地方を襲った東日本大震災により

福島・宮城・岩手の3県、特に沿岸部は壊滅的打撃を受けました。その中で福島県は地震・津波、原発事故による放射能汚染・風評被害・人的物的差別・

長期にわたる交通インフラの復旧不能等5重6重の苦難に喘いでおります。

福島第1、第2原発は、廃炉するにしても30年から50年にわたる作業工程が想定されています。福島県の復興は永い苦難の道程であります。このような事態にあたり、福島県法人会連合会は復興のための税制措置と原発事故に対応する為の経済特区の創設を強く要望するものです。

I 復興税制

1. 法人税

福島県における法人税等の実効税率を5%とする。(原発事故からの復興期間中継続する)

福島県内では既に原発の風評被害により製造業等の事業所の県外移転が加速している。又、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難区域では事業継続の意欲はあっても事業所の維持も困難となっている。このような中で企業や事業所の県外転出を防ぎ、県外・国外

からの企業誘致のためには法人税率等

の実効税率を大幅に引き下げることが必要である。また、県外企業についても福島県内の事業所の出荷額・売上高に応じた同様の減額制度も創設する。

2. 所得税

福島県内居住者の所得税の税率を現行の1/2とする。(原発事故からの復興期間中継続する)

県内居住者の所得税を軽減することにより購買力を喚起する効果が見込める。

3. 消費税

福島県内の消費税の税率を現行の1/2とする。(期間は当面5年間とする)

所得税と同様の効果が期待できる。

4. 相続税

過去に遡って福島県内の相続税を還付する。福島県の納税義務者の基礎控除の拡大(倍増)及び評価の的確な見直し。

今回の大震災により今後多大な出費を強いられることが予想される。過去に遡って(2年程度)相続税を還付し、被災者の経済的負担を緩和すると共に、原発事故による資産価値の減少を適切に勘案した評価の見直しを求める。

5. 地方税

①市県民税

個人住民税を現行の1/2とする。(期間は当面5年間とする)

所得税と同様の効果が期待できる。

②固定資産税

福島県内の固定資産税、都市計画税の税率を現行の1/2とする。(期間は当面5年間とする)

家屋や土地の損壊、あるいは原発事故により資産価値が大きく下がっている。売上げの減少、収入の減少に苦しんでいる福島県民の事情に鑑み税率の大幅な引き下げが必要である。特に警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難区域では免税とする。

③不動産取得税

不動産取得税は免税とする。(期間は当面5年間とする)

企業の進出を後押し、不動産の流動化をはかる。

④事業所税

福島県内における事業所税を即刻廃止する。

もとより大都市圏の事業所の追い出し税であるべき税が、事業所を誘致すべき地方自治体までが課税対象になつてしまったことは、立法府や行政府の怠慢である。本来の立法趣旨に基づく課税に戻すべきである。原発問題に苦しむ県内企業に更に追い打ちをかける税は即刻廃止しなければならぬ。企業誘致を推進すべき自治体に百害あつて一利無しの税である。

⑤関税特区の新設

県内の輸入関税を撤廃する。

II 財源に関する税制

1. 燃料保有税(地方税)の創設

核燃料棒1本につき年1億円の核燃料保有税を課税する。

残念ながら福島県は今や放射能に関して世界中にその名を知られる存在となつてしまった。土地の価値は下がり、企業の立地が望めない実情を考えると県内企業や県民からの税収は期待できない。そこで現在原子炉に装填されている或いは装填されているはずの(溶融していると認められるもの、保管中のものを含む)核燃料棒に課税する。

2. 域外発電税・域外送電税(地方税)の創設

電力会社の域外発電に対し一万千瓦ワットあたり年1億円の域外発電税を課税する。(原子力発電については2億円とする)、送電線1キロメートル年1億円の域外送電税を課税する。

もはや大電力消費地が他地域の犠牲に起つ豊かな生活は許されない。相応の負担をすべきである。

3. 金融資産税(国税・法人、個人)の創設

3,000万円以上の金融資産に対し年1.5%を課税する。

実質的なマイナス金利を設定することにより資金の流動化を促す。経済成長につながり、30兆円ともいわれる復興資金の財源となる。

着任あいさつ



福島税務署長

伊藤 文夫

七月の定期人事異動により、福島税務署長を拝命いたしました伊藤でございます。

社団法人福島法人会の皆様には、日頃から税務研修会、租税教室の開催及び税務情報の広報紙への掲載など、税務行政に対しご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

税務行政の円滑な運営には、福島法人会をはじめ、関係団体のご理解とご支援は不可欠であり、引き続きよろしくお願いいたします。

さて、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から一年五ヶ月が経過いたしました。私どもといたしましては、被災された納税者の方々への対応を最優先とし、被災された納税者の方々の立場に立つたきめ細かな税務行政を心掛けていく所存でございます。

また、新公益法人制度の施行に伴い、福島法人会におかれましては、平成24年度内の認定申請に向け、具体的な移行スケジュールの策定や社会貢献活動の拡充など、積極的に取り組んでおられると伺っております。

私どももでき得る限り、福島法人会

との連携・協調に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも積極的な事業活動を展開していただきまますようお願いいたします。

ところで、我が国の社会・経済状況の変化、とりわけ近年の少子・高齢化やグローバル化・ICT化などにより、税を取り巻く環境は、質・量ともに厳しさが増してきているという状況にあります。

このような状況の中、「適正・公正な課税と徴収の実現」という国税庁の任務を果たすためには、社会・経済状況の変化に的確に対応した各種施策に重点的に取り組み、効率的な税務行政を推進していくことが極めて重要であると考えております。

税務行政の重要課題として取り組んでおりますe-Taxの普及・定着に向けた取組については、e-Taxの普及・推進を事業活動に掲げ、法人の利用はもとより、役員や従業員の方々の利用についても、皆様に積極的に取り組んでいただいているところであり、改めて感謝申し上げますとともに、より一層のご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、社団法人福島法人会と会員企業の皆様のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

福島税務署人事異動

七月十日付で、国税庁、仙台国税局の定期人事異動が発令されました。

福島税務署の法人関係部門の主な異動は次のとおりです。(敬称略)

【新任】

署長

伊藤 文夫

(仙台国税局総務部人事第一課長)

副署長

川口 晴彦

(盛岡税務署特別徴収官)

特別調査官

小笠原 忠

(仙台国税局課税第二部)

特別調査官

酒税課課長補佐

特別調査官

伊藤 正史

(仙台中税務署法人課税)

特別調査官

国井 利樹

(仙台国税局課税第一部)

特別調査官

富樫 昭

(一関税務署法人課税部門統括官)

特別調査官

谷地田和人

(仙台国税局調査査察部)

特別調査官

熊谷雄次郎

(福島税務署法人課税)

特別調査官

木幡 四郎

(第三部門上席調査官)

法人課税第一部門連絡調整官

小山 秀行

(仙台国税局調査査察部)

調査第二部門調査官)

【転任】

税大総合教育部教授

上田 泰伸 (副署長)

仙台北税務署特別調査官

菊池 義春 (特別調査官)

盛岡税務署特別調査官

齊藤 忠雄 (特別調査官)

仙台北税務署法人課税第一部門統括官

米澤 繁信 (法人課税)

第一部門統括官)

二本松税務署法人課税部門統括官

松澤 稔 (法人課税)

第二部門統括官)

仙台北税務署酒類指導官

鈴木 三男 (法人課税)

第三部門統括官)

仙台南税務署法人課税部門上席調査官

太田 恵美 (特別調査官)

連絡調整官)

山形税務署税務広報広聴官

伊東 宣之 (法人課税)

第一部門連絡調整官)

【退任】

(署長) 木幡 四郎

第三部門上席調査官)

税だより

《平成24年度税制改正について》 《法人税関係》

平成24年3月31日付で「租税特別措置法等の一部を改正する法律」が公布されました。
法人税関係の改正の主な内容については次のとおりです。

1. 中小企業投資促進税制の拡充・延長

中小企業者等が特定機械装置等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、対象資産の範囲の見直しを行うとともに、その適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。
なお、対象資産の範囲については下図のとおりです。

| 特定機械装置等 | 改正前 | 改正後 |
|---------|------------------------------|---|
| 機械・装置 | 1台160万円以上 | 同左 |
| 器具・備品 | 電子計算機、デジタル複合機（複数台合計で120万円以上） | 電子計算機 ※試験又は測定機器 ※測定工具及び検査工具 （複数台合計で120万円以上） デジタル複合機（1台で120万円以上） |
| ソフトウェア | 複数基合計で70万円以上 | 同左 （※対象ソフトウェアの追加） |
| 貨物自動車 | 車両総重量3.5t以上 | 同左 |
| 内航船舶 | 取得価格×75% | 同左 |

《対象資産の範囲》

2. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度の延長
中小企業者等が30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合の即時償却（合計額が300万円が限度）の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。

3. 交際費等の課税の特例の延長

交際費等の損金不算入制度について、適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。
また、中小法人（資本金1億円以下の法人）に係る損金算入の特例の適用期限も平成26年3月31日まで2年延長されました。

4. 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用の延長

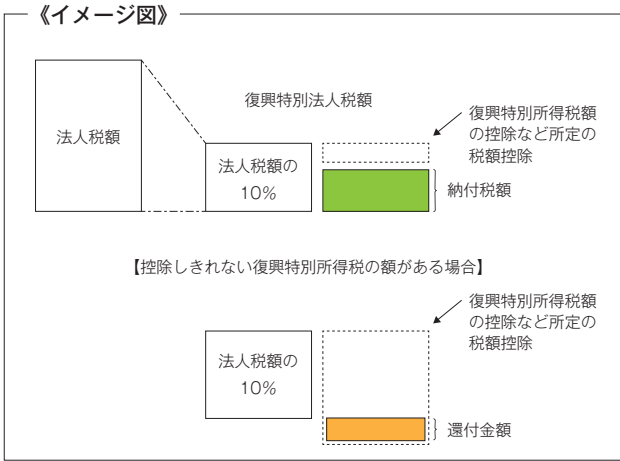
中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付制度について、適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。

5. 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の延長

使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例について、適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されました。

《復興特別法人税について》

平成23年12月2日に公布された東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）において、復興特別法人税制度が創設され、平成24年4月1日から施行されることになりました。
この制度は、法人の各事業年度の所得金額に対する法人税の額に10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付することとされており、利子など一定の所得に課された復興特別所得税の額などがある場合には、所定の金額を控除した後の金額を納付することとされています。



県税からのお知らせ

「ふくしま産業復興投資促進特区」における地方税の課税免除について

「ふくしま産業復興投資促進特区」における復興産業集積区域内（県内59市町村777ヶ所）において、市町村の指定を受けた指定事業者が、平成24年4月20日から平成28年3月31日までの間に、一定の要件に該当する施設又は設備の新増設を行い事業の用に供した場合には、申請により法人事業税、個人事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除を受けることができます。

課税免除の詳細につきましては、最寄りの地方振興局県税部までお問い合わせください。
なお、固定資産税につきましては、市町村の税務担当部署までお問い合わせください。

（県庁税務課）



「中小企業金融円滑化法の 期限切れ前にすべきこと」

20日に内閣府、金融庁、中小企業庁の連名で、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を公表しました。

延長されていた中小企業金融円滑化法が25年3月末に期限切れとなります。中小企業の資金繰りは、同法に基づくリスキ（返済期限延長）に支えられていた面が強く、同法の終了とともに金融機関の支援が打ち切られれば、中小企業の連鎖倒産という危機が襲うこととなります。施行から2度にわたる延長を経た円滑化法ですが、同法によりリスキや金利減免などの条件変更が実施された件数は、昨年9月末時点では債権ベースで約228万件、企業数では30、40万社とみられています。金融機関による貸出条件変更の実行率は97%にも上っています。しかし、経営状況が改善した企業は僅かであることは否めません。円滑化法に倒産抑制の効果があつたことは誰もが認めることですが、同法適用企業のうち相当数が厳しい状況です。円滑化法期限切れの来年度以降に倒産が急増すれば、雇用環境の悪化がさらに個人消費の足を引っ張り、地域経済がますます疲弊することになります。

前述の現状と問題を踏まえて、政府は円滑化法の出口戦略として4月

① 金融機関によるコンサルティン
グ機能の一層の發揮

② 企業再生支援機構及び中小企業
再生支援協議会の機能及び連携の
強化

③ その他経営改善・事業再生支援
の環境整備

内容は、実抜計画が成功していない企業について金融機関は、格付けを見直して引当をしてください。その上で外部機関（中小企業再生支援協議会等）を使って実抜計画から更に踏み込んだ事業再生計画を作成してください。再生計画では、借入金
を資本とみなすことができるDDS
（資本性借入金）、債権買取機能を有する事業再生ファンドの活用を検討してください。それでもダメなら専門家（弁護士、税理士等）アドバイザーを活用し事業存続の助言を受けなさい。といったものです。

地域経済を支える中小企業の経営改善は、早急に行動しなければなら
ない事項です。税理士も全面的に支
援します。早めにご相談ください！

東北税理士会福島支部 吉成健二

村井幸三さんの 「へーなるほど」

九月一日
は防災の日
です。

戦前は関
東大震災記
念日といっ
ていました。
そういう意
義付けから
いうと、こ
の際、防災

の日は三月十一日に変えるべきかな
ど考えたりしているのは暇潰しです。

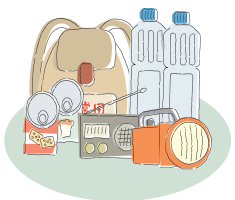
関東大震災は大正十二（一九二三）
年九月一日、伊豆半島沖で発生した
マグニチュード8の大地震とそれが
引き金になって大津波による大震災
です。数えてみると八十九年も昔の
ことですから今ではご記憶の方は
ほとんどいらつしやらないと思いま
すが、東京全市と神奈川、千葉、埼
玉の各県が壊滅的な被害を受けまし
た。なかでも東京は発生した時間が
正午近く、各家庭で昼食の用意をし
ていたことから、その火が倒壊した
家屋に燃え移りたちまち全市に広が
りました。

当時の建物は普通の家庭はもちろ
ん官庁から工場までほとんどが木造
でしたからたまりません。火は火を
呼んで焼失四十六万戸、全市の七割

が焼けつくしたと記録にのこってい
ます。また逃げまどった人も猛火に
追われ九万人が亡くなっています。

三・一一の東日本大震災は二万人
の死者、十六万五千戸の住宅全半壊、
被害総額はいまだに集計さえできな
い有様ですが、非都市地帯で起きた
自然災害でさえこの被害です。関東
大震災誌を読みながら考えさせられ
たのは、この八十九年の間に世界で
も有数の過密都市となった現在の東
京都で、同じような規模の震災がお
きたとしたら、その混乱はいかばか
りか、想定外の事態が次々と起きて
くるに違いない。国も都も国民も果
たして本気でその覚悟と対応策を立
てているかということです。

最後に、この時代は政党政治の最
盛期でした。震災時は憲政会内閣で
ただちに七億二千万円の復興予算を
くみ提案しましたが、野党の政友
会は地方振興上問題ありとして反対
に回り、いろいろな駆け引きがあつ
て結局落ち着いた予算は三億円、そ
のやり取りを読んでいると現在の国
会そっくり、日本の政治家の質は
八十九年たつても一向に変わらない
ことがよく分かりました。



業務効率化は永遠の課題か

ジャーナリスト

海部 隆太郎

変わる中国市場と

新たな課題

日本企業の海外展開を目で確かめ、肌で感じてくる取材活動を重視している。ここ数年は、日系企業との関わりが多い中国への取材がほとんど。頻度は半年に1回程度だが、それぐらいの時間軸で定点観測的に多様な動きをみてくると、頻繁に行くよりも意外な変化に気が付くものだ。

中国北部の北京と南の上海では考え方が違う。「本音と建前」は地域に関係なく使い分けるが、「名実」という面では北はメンツで、南は合理主義。北は政治、南は経済という感じだ。これまで進出してきた日系企業も、地域差を考慮しながら生産拠点を配置し、大きな成果を上げてきている。しかし、

南北に関係なく、最近の賃金高騰は日系企業が共通して抱く悩みとなっている。

安い労働力を求めた中国への生産進出は、そろそろ終焉を迎えるだろう。中国も少子高齢化が始まる。一人っ子政策で高学歴者が増え、さらに、所得増による豊かさや労働集約的な生産現場での仕事を嫌い始めている。進出企業は高い賃金を支払うことになるが、それならば、付加価値の高い製品を輸出ではなく中国国内で売っていく、というビジネススタイルへと変化してきている。

いわゆる世界の工場から世界の市場へと中国は大きく姿を変えつつある、というのが取材で得た感触。こうなると日本で設計開発したものを中国に移管するやり方も変わる。中国市場で売る製品は、ローカルスタッフで設計開発する

方がベター。工場での人海戦術による手作業も減らし、日本並みのロボット導入が検討されている。さらに高コストの日本人は極力減らす。

日系企業の中国人による中国向け製品開発・製造が最終形とも思えるが、そこに効率化を求める日本式が存在し続けられるかが疑問。幅広い分野を担える日本式と一定の分野だけの中国式。結局、人を多く配置しなければならなくなる。

とはいえ、日本人が効率よい働きをするとは必ずしも言えないのだが。

業務遂行を妨げる

メール文化

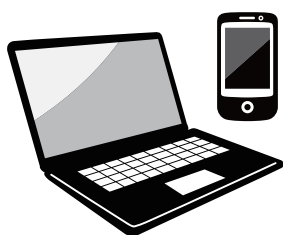
海外の取材先に同行する日本の企業幹部を見ていて驚かされた。彼らは朝食時、移動中、ホテルのロビーでも、一日中スマホの画面

から目を離さない。ある大手IT企業の部長は、1日に200件以上もメールが来るので、飛行機での移動など通信できない時間が増えると、メールが蓄積されてしまうという。常時、未処理メールは600件を下回らず、通信が可能

な場所ならばスマホで、ホテルの部屋では睡眠時間を削ってパソコンでメール処理に追われる。

一昔前に環境資源を考慮し、無駄を省くために行われたペーパーレス化。ところが今やすべてがメールになって届く。会議資料、打ち合わせ議事録、事務連絡など。しかも、課長宛てのメールにも部長にCCがついてくる。何万人も社員のいる大企業の部長クラスは、どこもこんな感じだという。日本での通常業務でも、暇があればメールチェック。処理できずに、土日は家で一日中メールチェックという人も少なくないようだ。

これが効率化を求めてきた日本の業務遂行の一端。ペーパーレスの次はメールレスの世界を作らなければいけない。それが実現しても次の課題が出てくる。効率化を目指す取り組みは際限のない取り組みに思える。



会社は心づくし



有限会社 菓匠 清泉堂
専務取締役
齋藤 隆一氏
(福島市南沢又柳清水19-16)
TEL (024)557-1758

清水小学校の向かいにあるのが菓匠清泉堂である。旧清水村の泉に開店したので清泉堂と名付けられた、のは納得する。私が昭和十八年から二十年まで清水小学校に通っていたが、学校の前に菓子屋さんは無かった。もともと戦時中だから砂糖も小麦粉も無かったから菓子屋などやれる状態ではなかったのである。

しかし、初代の齋藤正雄氏は戦後間もなくの昭和二十五年に泉で菓子屋を創業させたのである。小学校すぐ前の現在地に狭いながらも細々と開業したのは昭和三十三年のことである。

初代の正雄氏も二代目の隆氏も和菓子職人でまんじゅうや団子をつくり営業をしていた。

三代目を継承するのは現在専務取締役の齋藤隆一氏だ。専務は昭和四十六年、本店のある南沢又で生まれ清水小中から高校野球で有名な聖光学院を経て東京の専門学校を卒業。

神奈川県藤沢市にある洋菓子専門店五年間修行した。店舗内を拝見すると清潔で明るい雰囲気があり、素敵な空間の中に和菓子和菓子と洋菓子が並んでいる。

左側には駐車場もある。

「最初は狭いところで和菓子だけを営業していたんですが、近所の人々が親切な方々で気持ち良く土地を譲ってくれまして、これまでに広くなったんです」「店内に和菓子と洋菓子があります、これは珍しいですね」

「祖父と父は和菓子専門ですが、私は洋菓子を素晴らしい指導者の下で教育を受けてきましたので、福島に戻ってきから洋菓子をやるかと決めていました」

「うまく融合して良かったですね」「時代にも恵まれていました。昭和二十二年三月に福島市と合併し、清水村から福島市となつてから、たんぼと畑だったところに、年を追うごとにどんな住宅が立ち並び、人口も爆発的に増加してきました。サラリーマンの家族が増え、和菓子も洋菓子も需要が増えてきました。父は長い間、菓子協同組合の役員をやりましたが、私もご縁があつて、福島県洋菓子協会の専務理事を務めさせていただいております。協会の仕事として有名な先生をまねき講習会なども開いております」

どの業界にとっても現在は厳しい状況

況におかれているが、時代を乗り切っていくために、どのような工夫をしているか聞いてみた。
「そうですね、和菓子の部門では地元に着した菓子ということで『大わらじ』『信夫三山』という菓子をつくってみました」
「洋菓子部門では」
「お子様の誕生日のケーキの上にオリジナルのキャラクターをのせる、ということを考えました。もちろん食べられるものでも注文に応じています。これが口コミで広がって、結婚祝い始め様々なケーキに応用させてもらっています」
清水小の先輩として、夢と希望に満ちた隆一専務の表情に感動して帰ってきた。



お知らせ

平成 24 年度第 2 回広報委員会

24・8・2 平成 24 年度第 2 回広報委員会

24・8・6 平成 24 年度第 1 回正副会長会議

24・8・10 女性部会正副部会長会

24・8・23 平成 24 年度第 1 回組織・厚生委員会

24・8・23 セミナー「経理・会計に必要な税務の実務知識」
講師：中島祥貴氏（中島祥貴税理士事務所）

平成 24 年度第 1 回正副会長会議

平成 24 年度第 2 回広報委員会